

申請書記載例

別紙様式—1

指定（指示）施設使用許可申請書

平成19年 3月 13日

〇〇〇町長 様

〒060-8588
申請者 住所 札幌市中央区北3条西6丁目

(ふりがな) ほっかいどう たろう
氏名 北海道 太郎 ㊟

電話番号 (011) 231-4111
日中の連絡先 090-〇×△〇-△×〇〇

次のとおり、指定（指示）施設を使用したいので、北海道漁港管理条例第13条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

漁 港 名	〇〇漁港
船 舟 名	北海道 号
船舟の長さ、幅員及び喫水、推進機関の種類及び馬力、船舟の材質並びに船舟の種類	長さ：4.5m 幅：2.2m 喫水：0.98m 推進機関：船外機（電気着火） 馬力：100馬力 船舟材質：FRP 船舟種類：汽船（プレジャーボート）
船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号等	第 2003-117号
使用する漁港施設の名称	〇〇漁港 船揚場
使用の目的	釣りのため
使用の期間	平成19年4月7日（午前）（午後）5時）から 平成19年4月7日（午前（午後）4時）まで
船舟使用者の住所及び氏名	
船舟所有者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	

- 注 1 申請者が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること
2 船舟使用者と申請者が同一人の場合、船舟使用者の住所及び氏名欄の記載は不要
3 船舟所有者と申請者が同一人の場合、船舟所有者の住所及び氏名欄の記載は不要

申請期日や添付書類等は「プレジャーボートなどの漁港使用について」の本文を参考にして下さい

○申請書は、使用しようとする漁港所在地の市町村へ提出して下さい。

①月の1日以降に使用開始したい場合→前月1日から15日の間に申請

②月の16日以降に使用開始したい場合→16日から末日の間に申請

○許可指令書等の送付作業の効率化のため、住所記入欄上の余白に「郵便番号」の記載をお願いします。

○申請書に不備等があった場合、緊急的に市町村から照会が必要となる場合があるので、差支えがなければ、日中でも連絡可能な、「携帯電話番号」又は、「緊急連絡先電話番号」も記載してください。

○漁港名は、「漁港一覧表」（P15～P16）を参照して正確に記載してください。

○船舟名は、船舶検査証書に記載の船名を記載してください。

○それぞれ、船舶検査証書又は船舶検査手帳に記載されている内容を漏れなく記載してください。

○番号は、船舶検査証書に記載されている「船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号」を記載してください。

○使用する漁港施設の名称は、正確に必ず記載してください。
（例）係留施設の場合 「〇〇漁港 〇〇防波堤」
（例）船揚場（斜路）の場合 「〇〇漁港 船揚場」

○使用目的は、簡潔に分かりやすく記載してください。

○申請書に記載の使用期間により許可されるので、正確に記載してください。なお、許可処分後の訂正（期間の短縮、延長）はできませんので、注意してください。

○船舟の所有者と申請者が同一人でない場合
（例）法人が船舟により観光船業等を営む場合
申請者：法人 使用者：観光船等の船長

○船舟所有者と申請者が同一人でない場合は、別途「申請者が船舟の使用について権利を有していることを証明する書面」が必要となります。

参 考

本書を活用され使用許可申請手続きをする際に、施設使用許可指令書に付される許可の条件のうち、事前に知っておいて頂きたい遵守事項等を掲載しました。本書の内容と重複する部分がありますので、ご承知の上ご覧ください。

【施設使用許可指令書の裏面に記載されている遵守事項】

○使用者の責務

- (1) 常時船体に施設使用許可指令書を備え付けておかなければなりません。
- (2) 使用者は、知事の指定した施設（維持運営計画で指示された施設）に停けい泊又は陸置きしなければなりません。
- (3) 使用者は、知事の指定した施設（維持運営計画で指示された施設）の使用に当たっては、維持運営計画において指示された事項を遵守しなければなりません。
- (4) この許可により生ずる権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸してはなりません。
- (5) 使用者は、船名又は推進機関の種類若しくは馬力を変更したときは、速やかに知事に届け出なければなりません。
- (6) 使用者は、甲種漁港施設の使用を中止したときは、速やかに知事に届け出なければなりません。
- (7) 使用期間中は、漁港の管理に支障を及ぼさないよう常に自己の責任において安全かつ適正に管理しなければなりません。
- (8) 台風等荒天が予想される場合は、速やかに停けい泊の状態を点検し、他に影響を及ぼさないよう十分な措置を講じなければなりません。
- (9) 使用者は、その責に帰する事由により第三者に損害を与えた場合は、自己の責任において処理しなければなりません。
- (10) 使用者は、天災、盗難など漁港管理者に瑕疵がなく、使用船舟に損害を受けた場合は、自己の責任において処理しなければなりません。

○損害賠償

- (1) 使用者は、その責に帰する事由により漁港施設の全部若しくは一部を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (2) (1)に定める場合のほか、使用者はこの施設使用許可指令書に定める義務を履行しないため漁港管理者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければなりません。

○使用の取消し又は変更

次のいずれかに該当するときは、使用の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

- (1) 使用を許可した漁港施設を公用又は公共用に供するため必要とするとき。
- (2) 使用者が、許可の条件に違反する行為をしたとき。

○船舟の長さ等の変更

この許可に係る船舟の長さ、幅員、喫水、材質又は種類を変更した場合に、引き続き甲種漁港施設を使用しようとするときは、新たに許可を受けなければなりません。

○船舟の移動

この許可の期間が満了し、又は許可が取り消されたときは、直ちに漁港区域外に退去しなければなりません。

○有益費等の請求権の放棄

使用者は、使用を許可した漁港施設について支出した有益費、必要費その他の費用を請求しないものとします。

○法令等の遵守

使用者は、漁港漁場整備法、北海道漁港管理条例その他関係法令等を遵守しなければなりません。